

鳥取県告示第 151 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字吉田字天谷上ミ平765の1、765の2、766、字天谷南平767の1（次の図に示す部分に限る。）、767の6から767の9まで、767の11、767の17から767の23まで、大字高橋字巖峯寺1の1、1の2、2から4まで、5の1から5の3まで、6、大字東小鹿字ズンバイ谷1189の1、1189の3、1189の9、1189の20、1189の21、1201、1202の1、1202の3から1202の20まで、字大谷平1252の1、1252の7から1252の14まで、1255、1256の1から1256の3まで、字後口山1396の1、1396の3から1396の5まで、字松露谷1397の1、1397の2、1398の1から1398の4まで、大字神倉字後口山1173、1174の1、1174の2、1175の1から1175の37まで、1175の40、字那倉1179の1、1179の3から1179の6まで、1179の9から1179の16まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）